

議員発案第 2 号

野寄久雄議員に対する議員辞職勧告決議について

三条市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

平成27年 9 月 25 日

提 出 者 三条市議会議員 高 坂 登志郎

賛 成 者 三条市議会議員 長 橋 一 弘

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 佐 藤 宗 司

同 三条市議会議員 山 田 富 義

同 三条市議会議員 武 藤 元 美

野寄久雄議員に対する議員辞職勧告決議

去る9月18日に一市民から、議会に対して野寄久雄議員への議員辞職勧告決議をしてくださいとの陳情書が提出されました。

本年3月13日の新潟県ホームページで宅地建物取引業者に対する監督処分について掲載されました。処分は平成27年3月6日付で、被処分者は有限会社ファーストプランニング、代表取締役野寄久雄となっております。

処分の内容は、宅地建物取引業法第66条第1項の規定による免許取り消しであります。処分の理由は、宅地建物取引業法第66条第1項の規定する法第5条第1項第3号の2に該当したということであります。

その規定によれば、免許の基準として「刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とあります。

つまり野寄議員の不動産取引業免許の取り消しは、刑事事件で有罪が確定したことを受けてのものであります。

本人が6月に三條新聞の取材に応じ、事実関係について語っております。

それによれば、告示前日の昨年4月19日に本人が入居しているマンションで飲食を兼ねた懇親会で知人女性に暴力行為があったということで、選挙後の5月に女性から訴えられ、三条署の事情聴取に応じ、昨年12月末までに書類送検、今年1月に略式起訴に伴って罰金10万円の略式命令を受け刑が確定したことから、宅地建物取引業の免許が取り消されたというものであります。

事件を起こした時点では議員にはなっていないものの、立候補を表明し告示前日に起こした事件であります。また、議員に当選後の今年1月に罪を認め刑が確定していることを考えれば、多くの一般市民は議員として起こした事件と捉えております。

市議会議員は市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の進展と市民福祉の向上に努めなければなりません。

この度の野寄久雄議員の行為は、女性に対しての暴力行為で刑が確定しており、議員としての資質を欠く恥ずべき行為であり市民感情からして許されるものではなく、よって三条市議会は野寄久雄議員に対して自らの意思により議員を辞職するよう強く求めるものであります。

以上のおり決議する。

平成27年9月28日